

香芝市監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年11月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

教育部（保健給食課）

第4 監査の実施期間

令和4年8月26日から令和4年9月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 学校給食の費用として徴収されている学校給食材料費について、年々滞納繰越額が増加してきている。

学校給食材料費未収金の徴収について、学校と連携により、各種支援制度や児童手当法の周知及び活用、また過年度分の未納者に対しては、郵送による催告を実施され、未収金の徴収に努められているものの、それでもなお納入されないものについては、具体的な滞納対策とその手続き手順を整理するなどして、更なる滞納繰越額の減少に努められたい。

- (2) 備品について、香芝市会計規則第60条第3項の規定により、課長は毎年1回管理する備品と備品台帳と対照の上点検することになっているが、施設で使用されている給食関係備品で、すでに廃棄されている備品が備品台帳に記載されていた。

給食関係備品については、備品と台帳とを照合しながら状態確認を行うなど、備品の適正な管理に努められたい。

- (3) 学校保健安全法施行規則第1条の規定により、学校においては、環境衛生検査を、毎学年定期に学校環境衛生基準に基づき行わなければならないとされている。また、この環境衛生検査は、学校保健安全衛生法施行規則第24条第1項第2号の規定により、学校薬剤師の職務とされている。

このことについて、当該検査業務の一部は、香芝市の学校薬剤師で構成された香芝市学校薬剤師会に外部委託されているところであるが、当該検査業務が、委託業務として実施されているのか、学校薬剤師の職務として行われているのか、不明瞭になっている部分があった。

については、業務責任の所在を明確にするためにも、学校薬剤師の職務及び委託業務の範囲を、学校保健計画や委託業務仕様書などに具体的に明記されたい。